

※決裁

事務局長	合	議	係

※ 受 付 日

--

同 系 列 事 業 所 申 請

年 月 日

栗東市勤労者互助会理事長 様

申請者 代表事業所名

代 表 者 名



事業所番号	事 業 所 名

同系列事業所の登録申請について

同経営者による複数の事業所、あるいは経営者は異なるが経営基盤が同じ複数の事業所で構成される系列会社は、申請を頂くことにより職員等の人事異動が行われても系列事業所の移籍として下記の取り扱いが出来ることとなります。

記

- ① 登録申請されている系列事業所内での移籍が行われた場合は、入会金が免除されます
- ② 登録申請されている系列事業所内での移籍が行われても、入会から退会されるまでは同一事業所とし、保険金支払制度の退職餞別金は通算されます
- ③ 傷病期間中に登録申請内の移籍が行われても、休業期間を通算し保険金の支払を行います
- ④ その他、会員期間を必要とされる事項についても通算されます

本人の移籍の申請は

旧事業所の退会の申請（第9号様式）旧会員証添付

新事業所の入会の申請（第9号様式）

保険金支払申請は

事由発生日の在籍事業所で申請

（退職餞別金は最後の事業所名での申請）

（傷病見舞金等の申請が2つの事業所にまたがる場合、

休業をしていた最後の日の在籍事業所名で申請）